平成２４年（フ）第３７６号
函館市湯川町２丁目43番８号
債務者　伊勢谷　健
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５５号
岩手県大船渡市大船渡町字上山３番地８　７号、前住所岩手県大船渡市赤崎町字鳥沢48番地４
債務者　笹野　一也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第５３９号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目18番地　久場川市営住宅８―301
債務者　嘉数ゆりか（旧姓高屋）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５７０号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇542番地１　ガーデンハイム205
債務者　小濵　誠二
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２号
三重県伊勢市御薗町長屋1218番地４
債務者　水村　　晃
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
島根県出雲市大塚町905番地２
債務者　岸　　勲
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１８１７号
さいたま市浦和区岸町１丁目17番１号　レイア浦和101、旧住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝548番地８　鬼怒川温泉ホテル男子寮411号室
債務者　平間　祥記（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２７号
埼玉県新座市栗原６丁目８番22号　グラン・エトワール303号室
債務者　米谷　友宏
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８５号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目258番地　プランドール藤華301
債務者　伊海田　保
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９１号
埼玉県幸手市中３丁目９番36号、住民票上の住所埼玉県春日部市大沼４丁目65番地　ライオンズマンション春日部第３―309
債務者　武井　　繁
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
埼玉県越谷市宮前１丁目６番地５
債務者　安田　昌行
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２４号
埼玉県越谷市相模町２丁目155番地
債務者　世鳥山康司
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２８号
埼玉県越谷市新川町１丁目208番地７
債務者　角山　　弘
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
釧路市愛国西１丁目17番５号　ロ・フランセＬ157号室
債務者　石森　龍一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
北海道河東郡音更町緑陽台南区21番地44
債務者　小林　仁観
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時15分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
北海道河東郡音更町緑陽台南区21番地44
債務者　小林　和鼓
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時15分
釧路地方裁判所帯広支部破産係